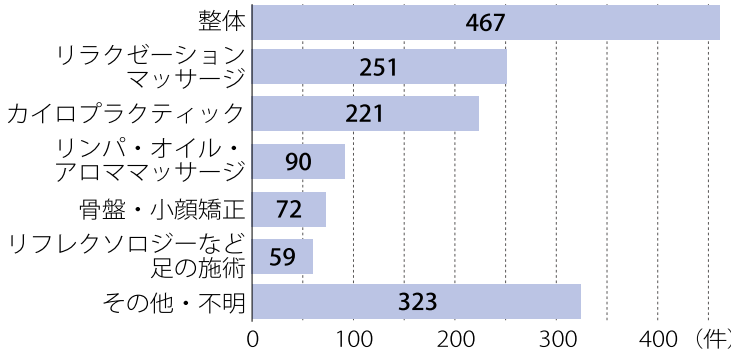


消費者庁公表

医業類似行為の手技施術に警鐘

危害情報1,483件、16%が重大事故

■手技別の事件件数



■事事故事例

- ・カイロプラクティックを受けた直後に肩から指先までしびれ、検査の結果「尺骨神経まひ」と診断されて手術をした。8カ月経過したが完治していない。因果関係ははっきりせず、保険補償が受けられない。(30歳代女性)
- ・腰痛で整体院に行ったが、痛みがひどくなった。好転反応なのでしばらく続けるように言われたが、数回目の後に骨盤の痛みがよりひどくなった。(50歳代女性)
- ・あん摩マッサージ指圧師の資格がない者のマッサージ店で、マッサージ後に足が痛く歩けなくなった。翌日、医師に太ももの筋肉が切れていると診断され、回復に2カ月以上要した。(60歳代男性)

消費者庁は5月26日、「法的な資格制度がない医業類似行為」と位置付けているもので、整体、リラクゼーションマッサージ、カイロプラクティックなどの手技による危害情報が1483件寄せられていると発表した。これらの行為を受ける際は、情報を見極め、慎重に選ぶように呼びかけている。

危害情報の1483件は、平成21年9月から平成29年3月末までの約7年7カ月の間に寄せられた。治療期間が1カ月を超える重大事故は240件を数え、全体の16%を占めている。手技別の事故件数は、「整体」が467件と最多で、「リラクゼーションマッサージ」が251件、「カイロプラクティック」が221件、「リンパ・オイル・アロママッサージ」が90件、「骨盤・小顔矯正」が72件、「リフレクソロジーなど足の施術」が59件だった。また、症状については、最も多いのが神経・脊髄の損傷(290件)で、擦過傷・挫傷・打撲傷(229件)、骨折(122件)、筋・腱の損傷(110件)、皮膚障害(66件)、脱臼・捻挫(39件)と続いた。

消費者庁担当者は、発表の経緯について、「手技の医業類似行為の危害情報を伝えた平成24年8月の国民生活センターの発表から約5年が経過し、厚労省と相

談する中で公表できる状況が整った。有資格者については厚労省所管なので、消費者庁ではそれ以外の医業類似行為を対象に情報を公表した」と話した。

整体・カイロは本来「指圧」危険だから、19条見直し免許制で管理

元厚生労働教官の芦野純夫氏の話 消費者庁は「法的な資格のない医業類似行為の手技」として、整体・カイロを挙げているが、そもそも昭和30年の法改正で「あん摩(マッサージを含む)」に、医業類似行為のうち手技療術全体が「指圧」の総称で加わっている。つまり、治療目的の整体・カイロは医業類似行為ではなく「指圧」に含まれている。ところが、指圧といえは指での押圧や浪越指圧だと誤解された結果、整体・カイロは医業類似行為のままだと見なされ、また昭和35年の最高裁判決の曲解から危害が少なければ自由に行えると、無免許者が勝手に始め、今回の危害情報はカイロ等の整体治療が大半だ。施術効果は有効でも危険性があるからこそ、公認校で正しく教え、また免許も必要となるが、それをあはき法19条が阻んでいるのが現状だろう。